

仕様書

1 件名

公衆浴場利用促進事業業務委託

2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が指定する場所

4 目的

別紙1「委託内容詳細」のとおり

5 通則

- (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、本業務を実施するに当たり、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「委託者」という。）と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。事業の進め方等について、委託者と十分に調整を図るとともに、委託者から申し出があった場合には、速やかに本委託業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 受託者は委託者や関係者等と密接に連絡調整を行い、必要に応じて打合せを実施すること。打合せに際しては、適宜資料作成を行い事前に委託者に提出するとともに、打合せ内容等については議事録を作成し、実施後3営業日以内に提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (4) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、委託者と受託者が協議して決定するものとする。
- (5) 受託者は、本業務を実施するに当たり、労働基準法等法令を遵守して業務を遅滞なく進めること。

6 委託内容

別紙1「委託内容詳細」のとおり

7 資料の貸与及び返却

- (1) 受託者は、ホームページで掲載されているデータのほか、委託者が貸与可能と判断したものについては、委託者から借り受けることができる。
- (2) 受託者は、善良な管理者の注意をもって、委託者から貸与を受けた資料を取り扱わなくてはならない。万一、紛失または損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め又は原状に復し返還し、若しくはこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、履行完了までに委託者へ資料を返却しなければならない。
- (4) 再委託の取扱い
 - ア 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
 - イ 本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。
 - ウ 委託者の承諾が得られた本委託業務の一部を再委託する場合においては、受託者と同様に再委託先においても本業務に関する契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (5) 受託者は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。
- (6) 受託者は、当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

8 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはイケない。
- (2) 受託者は、本契約の締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、またはその他の方法により知り得た一切の事実、または情報について、委託者の事前の承諾を得ない限り、第三者に対してその内容を一切公開せず、または開示しないこと。
- (3) 受託者は、業務遂行を通じて知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的に使用しないこと、及び受託者内部の業務関係者以外には開示しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判所等の命令、指導、通達等により提出する事実についてはこの限りではない。
- (4) 受託者が秘密保持義務に違反し委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害を賠償すること。
- (5) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (6) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本業務が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。

9 知的財産権、使用権等

- (1) 本事業の成果物（完成した成果物の他、業務の履行に当たり作成した記録等を含む。）の著作権等は、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利も含め、対価の支払いをもって全て委託者に移転するものとする。
- (2) 本事業において、映像、イラスト、写真、人物、その他資料等、第三者が権利を有するものを使用する場合には、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。また、委託者が成果物を使用することができるよう、第三者との間で発生した著作権等の権利関係を整理することとし、その処理に関する手続きや使用権料等の負担と処理の責任は、全て受託者が負うこと。

- (3) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (4) 万一他者の権利に抵触し、委託者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には、受託者は、責任をもって自らの負担で当該紛争を解決し、委託者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む）を補償すること。
- (5) 受託者は本事業の成果物の製作に関与した者について著作権等を主張させず、著作人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、商慣習等を踏まえ、委託者と受託者の間で別途協議の上異なる取決めをした場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、委託者の承諾なく成果品等を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

10 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、適切に保管・消去すること。受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより、委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は委託者が実際に被った損害額とする。

11 業務の引継

受託者は、本契約が終了し契約更新が見込まれない場合には、後任の受託者と十分に業務の引継ぎを行い、事業運営に支障をきたすことのないようにすること。

12 契約代金の支払い

受託者は委託業務完了後、実施報告書を提出すること。

契約代金は、履行完了後、受託者からの適法な請求書に基づき一括して支払う。

1 3 その他

- (1) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、業務を進めること。本業務の実施に当たっては、条例・規則・関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、適宜、公衆浴場関係者への説明及び意見聴取を行う予定である。受託者は、これらの機会を通じて得られた意見等を踏まえ、委託者と協議の上、事業計画の内容について柔軟に見直し及び調整を行うこと。
- (3) 本業務に関するデータ類は、業務の目的以外に使用してはならない。また、委託業務の過程で知り得た情報等については、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては委託者と協議の上、行うこと。
- (4) 契約金額には、本契約の履行に必要となる一切の経費を含む。
- (5) 受託者は、納品時に梱包資材等が発生した場合は、これを引き取り、法令に基づき適正に処分すること。これに係る費用は、受託者の負担とする。
- (6) 受託者の納品した電子データ及び資料等に誤植などがあった場合は、受託者は直ちに修正の上再納品すること。
- (7) 受託者は、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

1 4 担当部署

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-10-2

TEL：03-5687-2641